

公益社団法人知財登録協会 施行規則（賛助員規則）

（適用）

第1条 この規則は、公益社団法人知財登録協会（以下、「本協会」と略す）の賛助員について、以下のとおり定めるものとする。

（役割）

第2条 本協会の賛助員は、アドバイザリーボードメンバー（AD）と称し、理事長の要請に応じて本協会の円滑な運営に資する支援を行うものとする。

（選任）

第3条 賛助員の選任は、理事会又は理事長が任期を定めた上で若干名を選任する。

2 賛助員の任期は、理事の任期と同じとし、再任を妨げない。

（報酬等）

第4条 賛助員は、無報酬とする。但し、協会の要請により業務を行う場合は、役員の報酬並びに費用規則（別表2）非常勤役員特別任務報酬基準表の第1号等級の報酬と業務に要した費用の支払いを受けることができる。

（賛助員の辞任及び除名）

第5条 賛助員は、任期途中であっても辞任届を理事長に提出して辞任することができる。

2 賛助員は、賛助員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の決議又は理事長により除名することができる。

（規則の変更）

第6条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（以上）